

## 2市2町による新たな広域連携促進に向けた調査研究業務委託仕様書

### 1 業務名

2市2町による新たな広域連携促進に向けた調査研究業務委託

### 2 業務の背景及び目的

魚津市、黒部市、入善町及び朝日町の2市2町は、ごみ処理・衛生施設、斎場、休日夜間救急医療センター等を共同運営するため、昭和46年4月に一部事務組合である新川広域圏事務組合を設置し、広域行政を進めてきた経緯がある。また、平成20年からは2市2町で構成する「にわか観光圏協議会」を設立し、観光分野での広域連携も進めているところである。

2市2町はいずれも人口規模が小さいうえ、人口減少・少子高齢化の進展、公共施設の老朽化や更新等経費の増大など共通の課題を有している。

こうした状況を踏まえ、将来の人口減少・少子高齢化社会においても、地方公共団体が人々の暮らしを支える行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各自治体の経営資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することを、より柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。

魚津市は、総務省から「令和2年度新たな広域連携促進事業」の委託を受け、「公共施設の再編」及び「専門人材の広域的確保・共同活用」に着目し、2市2町の2040年頃までの長期的見通し、新たな行政需要及び課題解決に向けた連携方策を検討するため、これらの裏付けとなる2市2町の現状や将来見通し等について、客観的データの収集・分析を行う。また、その内容を踏まえ、2市2町による会議を開催することにより、短期的な課題解決、中長期的な協力関係について検討・協議し、関係自治体間における課題共有と将来的な広域連携に向けた機運の醸成を図ることとする。

本事業の実施にあたって、効率的に調査業務を進め、より実効性の高い調査研究結果を得るため、データ収集・分析をはじめとする業務に関して、豊富な実績とノウハウを持つ民間事業者の本事業の一部を再委託するものである。

### 3 適用範囲

本仕様書は、魚津市（以下「発注者」という。）が発注する「2市2町による新たな広域連携促進に向けた調査研究業務委託」を受託したもの（以下「受注者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

### 4 調査概念

本業務を実施するにあたって、受注者は発注者の意図及び業務の目的を十分理解したうえで、経験のある最も適した技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、正確丁寧に行うものとする。

## 5 業務の指示及び監督

受注者は、本業務を実施するにあたり、発注者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。また、受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項又は仕様書に明記していない事項については、前もって発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

## 6 委託期間

契約の日から令和3年2月26日（金）まで

## 7 履行場所

魚津市、黒部市、入善町、朝日町、その他発注者の指定する場所

## 8 業務の内容

受注者は、概ね次に掲げる業務を行うものとする。

### (1) 基礎調査の実施

#### ① 公共施設（体育施設、文化施設、CATV施設、学校給食センター）の広域連携に向けた基礎調査

(ア) 2040年頃までの人口推計や財政の将来見通しを見据え、施設の最適配置と、再編による財政効果について調査する。その際、下記項目を活用した分析を行うこと。

- ・公共施設の設置及び利用の状況、利用者数の将来見通し
- ・公共施設の維持管理経費の状況
- ・公共施設の更新等経費の状況と将来の試算
- ・類似規模団体との比較

(イ) 上記（ア）について、広域連携に当たっての課題の抽出、民間活力活用の可能性検討、先進事例の調査を行う。

#### ② 新たな行政需要（情報インフラ整備、5G等新たな情報通信技術の活用）の2市2町の現状及び広域連携に向けての課題等の基礎調査

- ・分野毎（情報インフラ整備、5G等新たな情報通信技術の活用）の状況
- ・分野別自治体職員数の状況と将来予測
- ・分野別の自治体の取組方針
- ・専門人材の広域的確保・共同利用の可能性

### (2) 首長会議、担当課長会議の運営にあたっての助言、調査結果概要報告

本業務に関連して2市2町による首長会議、担当課長会議を行う予定であり、運営にあたっての助言を行うとともに、令和3年2月頃開催予定の首長会議において調査結果の概要を報告すること。（状況によりオンラインでの参加も可能とする。）

### (3) 自治体職員向け合同研修会の開催支援

2040年頃までの長期的な見通しや課題を共有し、自治体間連携の必要性を共通認識するため、2市2町の自治体職員が参加する合同研修会を開催する予定であり、講師の選定等の支援を行うこと。

## 9 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

## 10 権利関係

本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果品の全ては、発注者に帰属するものとする。また、成果品に含まれる構成素材については、発注者が二次的著作物を作成し、利用することについて、許諾すること。

## 11 成果品

提出期限：令和3年1月29日（金）

- (1) 成果報告書（詳細版） 10部及び電子データ
- (2) 成果報告書（概要版） 10部及び電子データ
- (3) その他協議し必要と認めた資料 電子データ

## 12 業務の一括再委託禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上業務の一部を委託することができるものとする。

## 13 その他

- (1) 本業務の提案及び実施にあたっては、最新の事例や情報を収集して業務に反映するよう努めること。
- (2) 業務の進捗について、定期的に発注者に報告を行うこと。
- (3) 個人情報の取扱いについては、魚津市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うこと。  
受注者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、速やかに発注者と協議を行うこと。